

# 令和8年度 償却資産(固定資産税)申告の手順案内

市内に事業用の償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在の資産の状況を1月31日までに申告する必要があります。償却資産とは、会社や個人の方が事業のために所有している資産です。所得税・法人税の確定申告において必要経費に算入されるものは、償却資産の申告が必要です。

## ◆申告が必要な方

令和8年1月1日現在、会社や個人で工場や商店などを経営している方、アパートや駐車場を貸し付けている方、太陽光発電事業をしている方、農業等を営んでいる方、その事業に用いることができる償却資産を市内に所有している方

## ◆対象資産

構築物、機械・装置、車両、運搬具、工具・器具・備品など

※自動車税・軽自動車税の対象となるものは申告対象外です。

※初めて申告する方は、所有している全ての事業用資産について申告してください。

※所有する償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合、固定資産税の申告漏れの資産があること

が判明した場合、最大で5年間さかのぼって課税させていただきます。過年度分については、一括納付が原則です。

## ◆注意事項

※申告書および明細書は、資産税課ウェブページまたは同課窓口で入手  
※e-LTAX(エルタックス)による電子申告も利用できます。



細書を2月2日(月)までに資産税課へ提出  
※申告書および明細書は、資産税課ウェブページまたは同課窓口で入手

## ◆申告の方法

定資産税は課税されません  
が、申告は必要です。

なお、償却資産が未申告とみられる場合、国税庁等の資料により、資産内容を確認し、課税させていただく場合があります。

## ◆お知らせ

令和9年度申告分から、申告書および種類別明細書が全国一律の様式に変更されます。前年度の申告内容を印字した申告書等をお届けしている方においては、「控え用」を廃止し、「提出用」のみのお届けとなります。  
詳しくは令和8年12月に届けする令和9年度申告案内をご覧ください。

問合せ  
資産税課 (2階)  
TEL (20) 1519  
FAX (20) 1609

## 行財政改革推進指針第2次実施計画の進捗状況をお知らせします

市では、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする行財政改革推進指針第2次実施計画に取り組んでいます。「事務改善による業務効率化とサービス向上」、「職員の育成と資質向上」、「事業の精査と見直し」、「安定した行財政運営実施」の4つの基本目標を掲げ、全24の項目に取り組んだ結果、令和6年度の進捗状況は「計画どおり事業継続が適当」が21項目、「事業改善の検討が必要」が3項目となりました。

### 1 進捗状況

基本目標	評価 (令和6年度)			
	計画どおり 事業継続が適当	事業改善の 検討が必要	事業の休止・廃止 の検討が必要	事業終了が適当
①事務改善による業務効率化とサービス向上	6項目	5	1	—
②職員の育成と資質向上	3項目	3	0	—
③事業の精査と見直し	7項目	5	2	—
④安定した行財政運営実施	8項目	—	—	—
合計 (全24項目)	21	3	0	0

### 2 財政効果額

	令和6年度
目標額合計	158,601千円
効果額合計	346,222千円

問合せ 総務課 (4階) TEL (20) 1519 FAX (20) 1602